

奈良県告示第四百八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月六日

奈良県知事 荒井正吾

区 域 の 名 称	区 域	縦 覧 场 所
葛城市竹内（〇〇一）急傾斜地崩壊 警戒区域	葛城市竹内（〇〇一）急傾斜地崩壊 警戒区域	次の平面図のと おり 奈良県高田土木事務所 及び葛城市建設課
葛城市竹内（〇〇二）急傾斜地崩壊 警戒区域	葛城市竹内（〇〇二）急傾斜地崩壊 警戒区域	次の平面図のと おり 奈良県高田土木事務所 及び葛城市建設課
葛城市竹内（〇〇三）急傾斜地崩壊 警戒区域	葛城市竹内（〇〇三）急傾斜地崩壊 警戒区域	次の平面図のと おり 奈良県高田土木事務所 及び葛城市建設課
葛城市竹内（〇〇四）急傾斜地崩壊 警戒区域	葛城市竹内（〇〇四）急傾斜地崩壊 警戒区域	次の平面図のと おり 奈良県高田土木事務所 及び葛城市建設課
葛城市竹内（〇〇五）急傾斜地崩壊 警戒区域	葛城市竹内（〇〇五）急傾斜地崩壊 警戒区域	次の平面図のと おり 奈良県高田土木事務所 及び葛城市建設課
葛城市竹内（〇〇六）急傾斜地崩壊 警戒区域	葛城市竹内（〇〇六）急傾斜地崩壊 警戒区域	次の平面図のと おり 奈良県高田土木事務所 及び葛城市建設課
葛城市竹内（〇〇七）急傾斜地崩壊 警戒区域	葛城市竹内（〇〇七）急傾斜地崩壊 警戒区域	次の平面図のと おり 奈良県高田土木事務所 及び葛城市建設課

葛城市新在家（○〇一）急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県高田土木事務所 及び葛城市建设課
葛城市新在家（○〇三）急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県高田土木事務所 及び葛城市建设課
葛城市當麻（○〇一）急傾斜地崩壞 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県高田土木事務所 及び葛城市建设課
葛城市當麻（○〇二）急傾斜地崩壞 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県高田土木事務所 及び葛城市建设課
葛城市當麻（○〇三）急傾斜地崩壞 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県高田土木事務所 及び葛城市建设課
葛城市當麻（○〇四）急傾斜地崩壞 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県高田土木事務所 及び葛城市建设課
葛城市當麻（○〇五）急傾斜地崩壞 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県高田土木事務所 及び葛城市建设課
葛城市當麻（○〇六）急傾斜地崩壞 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県高田土木事務所 及び葛城市建设課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防課及び表の縦覧
場所に備え置いて一般の縦覧に供する。